

第6回 京都市障害者就労支援推進会議 次第

1 日時 平成24年1月16日(月) 13:30～15:30

2 場所 メルパルク京都 5階 会議室A

3 次第

(1) 開会

(2) 報告事項

1 平成23年 京都府内の障害者雇用の状況について

資料1

2 障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業の進捗状況について

資料2

3 はあと・フレンズ・プロジェクトの進捗状況について

資料3

4 職場実習・チャレンジ雇用の実施について

資料4

(3) その他

オブザーバー参加希望団体の取扱について

資料5

(4) 閉会

京都市障害者就労支援推進会議 構成団体及び学識経験者

分 野	構成団体	構成団体が推薦する委員	
企業者団体	京都商工会議所	会 員 部 長	町 田 徳 男
	京都経営者協会	専 務 理 事	向井仲 和 美
	京都府中小企業団体中央会	専 務 理 事	鞍 掛 孝
	京都中小企業家同友会	副 代 表 理 事	土 井 善 子
就労支援機関	京都労働局職業安定部職業対策課	課 長	木 下 登
	ハローワーク京都七条・京都障害者職業相談室	室 長	谷 口 信 行
	京都障害者職業センター	所 長	矢 持 良 典
	京都府高齢・障害者雇用支援協会	事 務 局 長	伊 藤 裕
	京都障害者就業・生活支援センター	所 長	阪 田 理 恵
	京都ジョブパーク（京都府商工労働観光部総合就業支援室）	参 事	水 田 須美男
	京都市障害者職業能力開発等支援事業所	所 長	日 野 勝
当事者団体等	京都市身体障害者団体連合会	理 事	田 尻 彰
	京都手をつなぐ育成会	理 事	岩 井 光 男
	京都精神保健福祉推進家族会連合会	会 長	野 地 芳 雄
障害者施設	京都市就労移行支援事業所ネットワーク会議	代 表	寺 地 ヒサ子
	京都市身体障害者福祉施設長協議会	副 会 長	橋 本 早 苗
	京都知的障害者福祉施設協議会	会 長	森 昇
	京都精神保健福祉施設協議会	事 務 局 長	上 村 啓 子
	きょうされん京都支部	支 部 長	栗 津 浩 一
	京都ほっとはあとセンター	事 務 局 長	諏 訪 元 久
障害者教育	京都府立京都障害者高等技術専門学校	校 長	川 北 保 一
	京都市教育委員会事務局総合育成支援課	課 長	山 本 英 生
	京都市立総合支援学校長会	庶 務	森 脇 勤
障害者福祉	京都市保健福祉局保健福祉部（障害保健福祉担当）	担 当 部 長	瀧 本 章
	京都市保健福祉局身体障害者リハビリテーションセンター相談課	課 長	中 西 郁 郎
	京都市保健福祉局児童福祉センター発達相談所発達相談課	課 長	兒 玉 貴 志
	京都市保健福祉局こころの健康増進センター	所 長	波 床 将 材
	京都市発達障害者支援センターかがやき	副 セ ン タ ー 長	澤 月 子
	京都府健康福祉部障害者支援課	課 長	荒 賀 正 巳
京都市関連行政	京都市行財政局人事部人事課	課 長	松 本 和 加 子
	京都市行財政局人材活性化推進室	副 室 長	赤 井 明 子
	京都市行財政局財政部契約課	課 長	指 宿 達 也
	京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課（市民啓発担当）	担 当 課 長	藤 森 紀 行
	京都市産業観光局商工部（雇用創出担当）	担 当 部 長	山 下 省 三
学識経験者	NPO法人 障がい者就業・雇用支援センター	理 事 長	秦 政
	龍谷大学短期大学部	教 授	加 藤 博 史
	立命館大学文学部	教 授	望 月 昭
	きょうとNPOセンター	常 務 理 事	深 尾 昌 峰

（敬称略）

第6回京都市障害者就労支援推進会議座席配置

平成24年1月16日
於：メルパルク京都 会議室A

秦 委員 望月 委員 深尾 委員 瀧本 委員
(副議長)
加藤 委員 (議長)
町田 委員 鞍掛 委員 土井 委員

木下 委員								寺地 委員	
谷口 委員								橋本 委員	
矢持 委員 〔代理出席藤村氏〕								森 委員	
伊藤 委員								上村 委員	
阪田 委員								栗津 委員	
水田 委員								諏訪 委員	
日野 委員								川北 委員	
田尻 委員								山本 委員 〔代理出下山氏〕	
岩井 委員								森脇 委員	
								荒賀 委員 〔代理出席岩田氏〕	
中西 委員	兒玉 委員	波床 委員	池上施設福祉 係長	石村施設福祉 担当課長	居内障害保健 福祉課長	西尾就労支援 担当係長	山下 委員	藤森 委員	松本 委員 〔代理出席真鍋氏〕
(記者・傍聴席)									

「 出入口 」 「 出入口 」

京 都 労 働 局 発 表
平 成 2 3 年 1 1 月 2 5 日
1 4 時 0 0 分 公 表

経 済 記 者 ク ラ ブ 同 時 レ ク

担 当	京 都 労 働 局 職 業 安 定 部 職 業 対 策 課 課 長 木 下 登 課 長 補 佐 鹿 十 一 郎 TEL : 0 7 5 - 2 7 5 - 5 4 2 4
--------	--

平 成 2 3 年 京 都 府 内 の 障 害 者 の 雇 用 状 況 に つ い て

(平 成 2 3 年 6 月 1 日 現 在)

～ 民 間 企 業 の 障 害 者 の 実 雇 用 率 は 1 . 7 8 % ～

京 都 労 働 局 で は 、 身 体 障 害 者 、 知 的 障 害 者 及 び 精 神 障 害 者 (以 下 「 障 害 者 」 と い う 。) の 雇 用 状 況 に つ い て 、 「 障 害 者 の 雇 用 の 促 進 等 に 関 す る 法 律 」 の 規 定 に 基 づ き 、 障 害 者 を 雇 用 す る 義 務 の あ る 京 都 府 内 の 事 業 主 (常 用 労 働 者 総 数 が 5 6 人 以 上 の 企 業) 等 か ら 平 成 2 3 年 6 月 1 日 現 在 の 報 告 を 求 め 、 こ れ を 集 計 し た 。

そ の 結 果 は 次 の と お り で あ る 。

1 民 間 企 業 の 障 害 者 雇 用 状 況 [詳 細 は 別 表 1 ～ 5 参 照]

【 概 要 】

- ・ 報 告 企 業 数 は 1 , 4 2 9 社
- ・ 実 雇 用 率 は 1 . 7 8 %
- ・ 法 定 雇 用 率 達 成 企 業 の 割 合 は 4 8 . 1 %
- ・ 雇 用 さ れ て い る 障 害 者 数 は 6 , 4 0 6 人
- ・ 企 業 規 模 別 の 雇 用 率 は 1 , 0 0 0 人 以 上 規 模 が 1 . 8 9 % で 最 も 高 く 、 5 6 ～ 9 9 人 規 模 が 1 . 5 1 % で 最 も 低 い

(注) 平 成 2 2 年 7 月 に 制 度 改 正 (短 時 間 労 働 者 の 算 入 、 除 外 率 の 引 き 下 げ 等) が あ っ た た め 、 本 年 と 前 年 の 数 値 を 単 純 に 比 較 す る こ と は 適 当 で は な い 状 況 。

(仮 に 、 改 正 前 の 制 度 に 基 づ き 実 雇 用 率 を 推 計 す る と 、 1 . 9 1 % 程 度 と な る 。)

(1) 企 業 規 模 別 の 実 雇 用 率 に つ い て

従 業 員 数 の 企 業 規 模 別 で み る と 、 1 , 0 0 0 人 以 上 規 模 で 1 . 8 9 % 、 3 0 0 ～ 4 9 9 人 規 模 で 1 . 7 9 % と 全 規 模 の 1 . 7 8 % を 上 回 っ た が 、 1 0 0 ～ 2 9 9 人 規 模 は 1 . 7 6 % 、 5 0 0 ～ 9 9 9 人 規 模 は 1 . 7 1 % 、 5 6 ～ 9 9 人 規 模 は 1 . 5 1 % と 全 規 模 を 下 回 っ た 。

(2) 産業別の実雇用率について

産業別でみると、「生活関連サービス業・娯楽業」で3.64%、「電気・ガス・熱供給・水道業」で3.47%、「運輸業・郵便業」で2.60%、「医療・福祉」で2.19%、「不動産業・物品賃貸業」で1.90%と、5業種において法定雇用率1.8%を上回った。

(3) 雇用されている障害者数について

民間企業（常用労働者総数56人以上の企業）に雇用されている障害者数は6,406.0人（前年6,506.0人）と前年より100.0人減少（前年比1.5%減）した。京都府内の報告企業における常用労働者総数が前年に比べ16,670.0人減少（前年比4.2%減）しており、これに併せて障害者数も減少している。

雇用されている障害者のうち、身体障害者は4,988.0人（前年5,151.0人）、知的障害者は1,242.5人（前年1,214.0人）精神障害者は175.5人（前年141.0人）であった。

(4) 法定雇用率達成企業の状況について

法定雇用率を達成している企業は、1,429社中688社（前年672社）と前年より16社増加した。

2 地方公共団体（京都府及び府内各市町村の機関）における障害者の在職状況

[詳細は別表6～7参照]

【概要】

- ・京都府の機関（法定雇用率2.1%）の実雇用率は2.73%
 - ・京都府教育委員会（法定雇用率2.0%）の実雇用率は2.13%
 - ・市町村の機関（法定雇用率2.1%※）の実雇用率は2.26%
- ※市町村の機関のうち京都市教育委員会については、政令指定都市の教育委員会であるため法定雇用率2.0%が適用される。

(注) 平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

(1) 京都府の機関（京都府教育委員会を除く）について

全ての京都府の機関が法定雇用率2.1%を上回った。

京都府の機関に在職している障害者の総数は139.0人と前年より2.0人増加し、実雇用率は2.73%であった。（仮に、改正前の制度に基づき推計すると2.81%程度となる。）

各機関の実雇用率については、京都府知事部局が2.62%、京都府文化環境部が2.94%、京都府警察本部が3.37%となっている。

(2) 京都府教育委員会について

京都府教育委員会（法定雇用率2.0%）に在職している障害者の数は164.0人と前年より3.0人減少し、実雇用率は2.13%であった。（仮に、改正前の制度に基づ

き推計した場合も2.13%程度となる。)

(3) 市町村の機関について

市町村の機関に在職している障害者の総数は602.0人と前年より10.0人増加し、実雇用率は2.26%であった(仮に、改正前の制度に基づき推計すると2.49%程度となる)。

3 障害者の雇入れに対する指導について

法定雇用率に基づく障害者の雇用義務数に不足が生じている民間企業及び市町村の機関に対しては、公共職業安定所及び労働局が雇入れ指導として、障害の態様に応じた職域の開拓、求職者情報の提供、就職面接会の実施、障害者雇入れ計画の作成命令等、障害者雇用の促進に向けた取組を実施している。(雇用率達成指導の流れについては別添1参照)

◎法定雇用率とは

民間企業及び地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ下記の割合に相当する数以上の障害者の雇用義務があり、この割合を法定雇用率という。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である。(なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる。)

- ・民間企業……
 - 一般の民間企業 …………… 1.8%
(56人以上規模の企業)
 - 特殊法人又は独立行政法人…………… 2.1%
(48人以上規模の特殊法人及び独立行政法人)
- ・都道府県等の教育委員会を除く地方公共団体…………… 2.1%
(48人以上規模の機関)
- ・都道府県等の教育委員会 …………… 2.0%
(50人以上規模の機関)

※()内は、法定雇用率により障害者の雇用義務が1人以上となる規模である。

◎障害者数のカウント方法

雇用する障害者1人に対するカウント数は下表のとおり。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

○=1カウント ◎=2カウント △=0.5カウント

◎算定基礎労働者（職員）数とは

民間企業においては、常用労働者総数（短時間労働者を除く常用労働者数＋短時間常用労働者数×0.5）に除外率を乗じて得た数を常用労働者総数から減じた労働者数である。

地方公共団体においては、職員総数（短時間職員を除く職員数＋短時間職員数×0.5）から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数である。

◎実雇用率とは

民間企業又は地方公共団体における、算定基礎労働者（職員）数に占める雇用障害者数の割合である。

◎法定雇用率達成企業とは

算定基礎労働者数に法定雇用率を乗じた数（小数点以下の端数切り捨て。）以上の障害者を雇用している企業をいう。したがって、企業における実雇用率が法定雇用率を下回ることがあっても、法定雇用率に基づく障害者の雇用義務を達成（法定雇用率達成）している場合がある。

（例）A社 算定基礎労働者数100人 雇用障害者数1人

【実雇用率の計算】

$$1人 \div 100人 = 1.00\%$$

【法定雇用率に基づく障害者の雇用義務数の計算】

$$100人 \times \text{法定雇用率} 1.8\% = 1.8人 \div 1人$$

この場合、障害者を1人雇用しなければならない。（小数点以下の端数切り捨て。）

→A社は障害者の雇用義務数の1人を雇用しているので、雇用率は1.00%であっても法定雇用率は達成していることとなる。

◎雇用率制度の改正について

障害者雇用促進法が平成22年7月1日付けで改正され、雇用率制度における短時間労働者及び除外率の取扱いについて、次のとおり変更された。

- ・短時間労働者の取扱いについて（詳細については別添2参照）

改正前の雇用率制度においては、原則として、週所定労働時間が30時間以上の労働者のみ実雇用率や法定雇用障害者数の算定の基礎としていたが、改正により、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）についてもその1人の雇用をもって0.5人とカウントし、算定の基礎に含めることとなった。

また、重度以外の身体障害者・知的障害者である短時間労働者については、雇用する障害者数にカウントすることができなかったが、改正により、その1人の雇用をもって0.5人とカウントし、雇用する障害者数に含めることとなった。

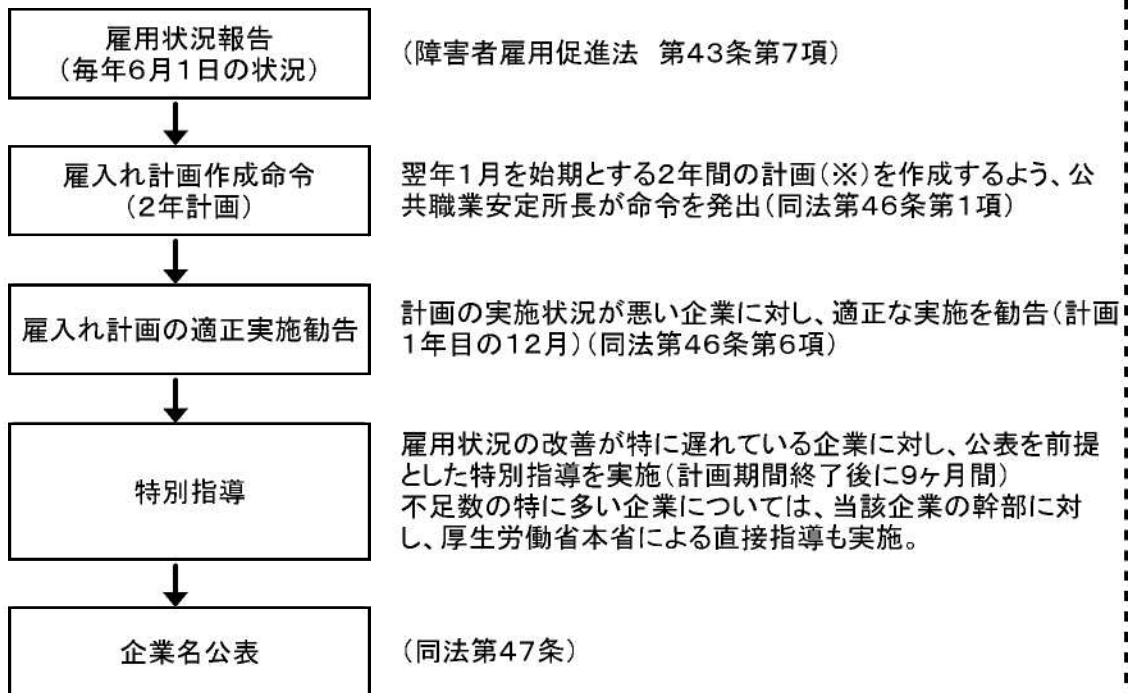
- ・除外率の引下げについて（詳細については別添3-1、3-2参照）

除外率が適用されている業種について、適用されている除外率が一律10%引き下げられた。

※除外率とは、一律に法定雇用率を適用することがなじまない性質の職務について、事業主負担を調整する観点から、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度である。

◎障害者雇用率達成指導の流れ(民間企業)

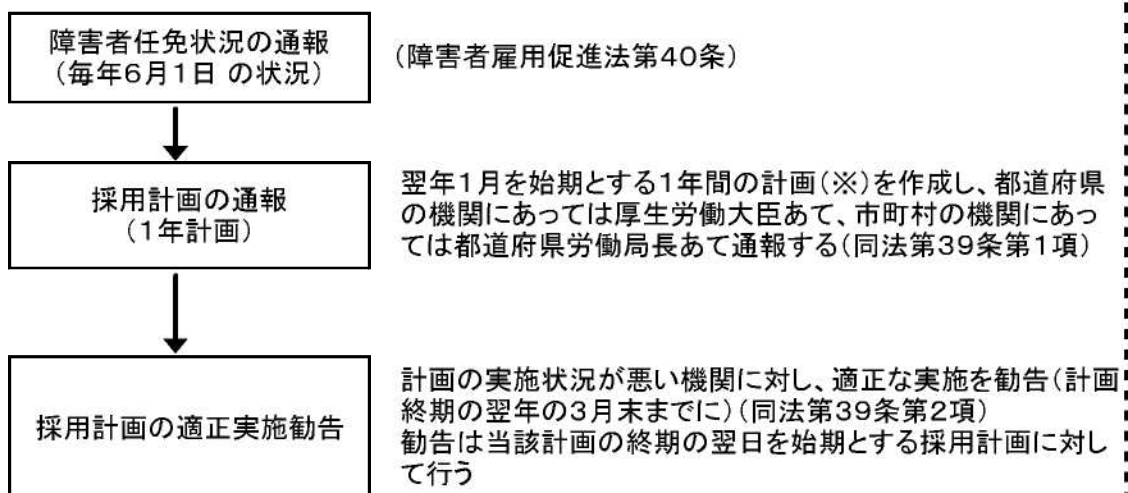
雇用義務の達成状況が低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮される。

◎障害者雇用率達成指導の流れ(地方公共団体)

法定雇用率未達成の地方公共団体については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「採用計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※法定雇用率2.0%が適用される教育委員会の採用計画の計画期間は2年間

※平成24年1月1日以降の日を始期とする採用計画から計画期間は3年間から2年間に短縮される。

◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

- 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の改正点
 ○ = 1カウント
 ◎ = 2カウント
 △ = 0.5カウント

- 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

実雇用率

$$= \frac{\text{短時間以外の常用労働障害者数}^{\ast} + \text{短時間の常用労働障害者数}^{\ast} \times 0.5}{\text{短時間以外の常用労働者総数} + \text{短時間の常用労働者総数} \times 0.5}$$

（※重度障害者はダブルカウント）

法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）

$$= (\text{短時間以外の常用労働者総数} + \text{短時間の常用労働者総数} \times 0.5) \times 1.8\%$$

（小数点以下切捨）

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

◎ 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	80%

(別表1) 民間企業における障害者の雇用状況

	全 国			京 都 府		
	企業数	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)	企業数	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)
平成23年	75,313	1.65	45.3	1,429	1.78	48.1
平成22年	71,830	1.68	47.0	1,358	1.82	49.5
平成21年	72,328	1.63	45.5	1,376	1.77	47.5
平成20年	73,042	1.59	44.9	1,389	1.76	48.0
平成19年	71,224	1.55	43.8	1,397	1.71	45.7
平成18年	67,168	1.52	43.4	1,351	1.64	44.5
平成17年	65,449	1.49	42.1	1,316	1.63	44.6

(別表2) 民間企業における企業規模別実雇用率

(従業員数)	全 国			京 都 府		
	平成21年 (%)	平成22年 (%)	平成23年 (%)	平成21年 (%)	平成22年 (%)	平成23年 (%)
56~99人	1.40	1.42	1.36	1.86	1.91	1.51
100~299人	1.35	1.42	1.40	1.60	1.70	1.76
300~499人	1.59	1.61	1.57	1.76	1.80	1.79
500~999人	1.64	1.70	1.65	1.63	1.69	1.71
1,000人以上	1.83	1.90	1.84	1.89	1.91	1.89
全 体	1.63	1.68	1.65	1.77	1.82	1.78

※ 平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

(別表3) 民間企業における企業規模別法定雇用率達成企業割合

(従業員数)	全 国			京 都 府		
	平成21年 (%)	平成22年 (%)	平成23年 (%)	平成21年 (%)	平成22年 (%)	平成23年 (%)
56~99人	44.7	44.5	43.1	45.9	46.9	45.1
100~299人	46.0	48.2	47.0	48.3	49.9	47.6
300~499人	45.6	47.7	45.0	50.0	55.6	60.0
500~999人	44.3	47.2	44.3	41.8	45.2	51.5
1,000人以上	49.2	55.6	49.8	56.6	63.5	53.3
全 体	45.5	47.0	45.3	47.5	49.5	48.1

※ 平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

(別表4) 民間企業における産業別実雇用率

	全 国		京 都 府	
	平成22年 (%)	平成23年 (%)	平成22年 (%)	平成23年 (%)
農林漁業	1.73	1.71	1.35	0.68
鉱業・採石業・砂利採取業	1.62	1.56	-	-
建設業	1.56	1.46	1.96	1.58
製造業	1.78	1.77	1.79	1.78
電気・ガス・熱供給・水道業	1.94	1.85	2.82	3.47
情報通信業	1.35	1.39	1.19	1.22
運輸業・郵便業	1.88	1.69	2.22	2.60
卸売業・小売業	1.48	1.41	1.17	1.25
金融業・保険業	1.73	1.73	1.73	1.60
不動産業・物品賃貸業	1.37	1.41	1.92	1.90
学術研究・専門・技術サービス業	1.39	1.47	0.81	0.98
宿泊業・飲食サービス業	1.58	1.49	1.14	1.66
生活関連サービス業・娯楽業	1.90	1.87	1.87	3.64
教育・学習支援業	1.40	1.37	1.71	1.53
医療・福祉	2.02	1.90	2.42	2.19
複合サービス業	1.82	1.79	1.95	1.73
サービス業	1.63	1.60	2.51	1.75
全体	1.68	1.65	1.82	1.78

※ 平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

(別表5)

民間企業における産業別・規模別障害者雇用状況(詳細表)

	企業数		法定雇用率達成企業の割合(%)	算定基礎労働者数	身体障害者数					知的障害者数					精神障害者数			合計	実雇用率(%)		
	うち法定雇用率達成企業数				①重度障害者	②重度障害者以外の障害者	③短時間障害者	④重度障害者以外の短時間障害者	⑤計(①×2+②+③+④×0.5)	⑥重度障害者	⑦重度障害者以外の障害者	⑧短時間障害者	⑨重度障害者以外の短時間障害者	⑩計(⑥×2+⑦+⑧+⑨×0.5)	⑪短時間以外	⑫短時間	⑬(⑪+⑫×0.5)		⑭+⑮+⑯		前年
農林漁業	2	1	50.0%	1480	0	1	0	0	1.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	1.0	0.68%	1.35%	
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	-	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	-	-	
建設業	31	20	64.5%	25990	11	18	0	0	40.0	0	1	0	0	1.0	0	0	0.0	41.0	1.58%	1.96%	
製造業	442	225	50.9%	1508255	648	885	26	37	2225.5	67	259	6	6	402.0	56	3	57.5	2685.0	1.78%	1.79%	
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	100.0%	1440	1	3	0	0	5.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	5.0	3.47%	2.82%	
情報通信業	39	13	33.3%	101110	30	47	1	0	108.0	5	1	0	0	11.0	4	0	4.0	123.0	1.22%	1.19%	
運輸業・郵便業	95	60	63.2%	148320	52	195	17	35	333.5	10	17	1	17	46.5	5	0	5.0	385.0	2.60%	2.22%	
卸売業・小売業	260	93	35.8%	500475	111	205	15	25	454.5	18	85	4	42	146.0	20	14	27.0	627.5	1.25%	1.17%	
金融業・保険業	15	6	40.0%	126920	54	85	0	1	193.5	2	0	0	0	4.0	5	0	5.0	202.5	1.60%	1.73%	
不動産業・物品賃貸業	26	8	30.8%	115980	18	46	3	2	86.0	15	94	0	2	125.0	8	3	9.5	220.5	1.90%	1.92%	
学術研究・専門・技術サービス業	29	7	24.1%	50720	11	23	0	1	45.5	0	1	0	0	1.0	3	0	3.0	49.5	0.98%	0.81%	
宿泊業・飲食サービス業	55	17	30.9%	113760	21	43	5	11	95.5	19	44	2	2	85.0	6	4	8.0	188.5	1.66%	1.14%	
生活関連サービス業・娯楽業	43	21	48.8%	69040	19	37	1	8	80.0	41	77	1	2	161.0	9	3	10.5	251.5	3.64%	1.87%	
教育・学習支援業	47	17	36.2%	129775	47	87	4	3	186.5	2	6	0	0	10.0	2	0	2.0	198.5	1.53%	1.71%	
医療・福祉	213	130	61.0%	433745	223	259	30	34	752.0	26	67	21	51	165.5	22	24	34.0	951.5	2.19%	2.42%	
複合サービス業	11	7	63.6%	39320	16	18	1	1	51.5	1	11	2	0	15.0	1	1	1.5	68.0	1.73%	1.95%	
サービス業	120	62	51.7%	232640	79	146	16	20	330.0	13	38	2	7	69.5	3	11	8.5	408.0	1.75%	2.51%	
合計	1429	688	48.1%	3598970	1341	2098	119	178	4988.0	219	701	39	129	1242.5	144	63	175.5	6406.0	1.78%	1.82%	
規模別	56~99人	552	249	45.1%	410260	110	213	10	19	452.5	22	81	8	22	144.0	21	6	24.0	620.5	1.51%	1.91%
100~299人	624	297	47.6%	982650	297	558	34	59	1215.5	100	247	14	26	474.0	32	20	42.0	1731.5	1.76%	1.70%	
300~499人	125	75	60.0%	438650	148	252	21	22	580.0	32	95	14	25	185.5	14	14	21.0	786.5	1.79%	1.80%	
500~999人	68	35	51.5%	412075	155	245	8	22	574.0	16	63	2	12	103.0	25	8	29.0	706.0	1.71%	1.69%	
1,000人以上	60	32	53.3%	1355335	631	830	46	56	2166.0	49	215	1	44	336.0	52	15	59.5	2561.5	1.89%	1.91%	
合計	1429	688	48.1%	3598970	1341	2098	119	178	4988.0	219	701	39	129	1242.5	144	63	175.5	6406.0	1.78%	1.82%	

(注) 1 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

2 算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた雇用率算定の基礎となる労働者数である。

3 重度身体障害者及び重度知的障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上の者)については、1人の雇用を2人に相当するものとしてカウントする。また、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間職員(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)については、1人の雇用を1人としてカウントする。

4 重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者に限る。)である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)については、1人の雇用を0.5人とカウントする。

(別表6)

京都府の各機関における障害者の在職状況

(平成23年6月1日現在)

◇法定雇用率2.1%の機関

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府(知事部局)	4,346.5	114.0	2.62%	0.0
京都府文化環境部	68.0	2.0	2.94%	0.0
京都府警察本部	681.5	23.0	3.37%	0.0
合計	5,096.0	139.0	2.73%	0.0

◇法定雇用率2.0%の機関

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府教育委員会	7,712.5	164.0	2.13%	0.0

(注)平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

(別表7)

市町村の機関における障害者の在職状況(平成23年6月1日現在)

機関名	①算定基礎職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数
京都市	90145	2050	2.27%	0
宇治市 ※2	9050	220	2.43%	0
福知山市 ※2	8485	170	2.00%	0
舞鶴市	6780	140	2.06%	0
長岡京市 ※2	6350	130	2.05%	0
八幡市	5395	130	2.41%	0
亀岡市	5170	100	1.93%	0
木津川市 ※2	4600	110	2.39%	0
京丹後市	4080	110	2.70%	0
南丹市	3500	80	2.29%	0
城陽市	3475	60	1.73%	1 ※1
京田辺市	3365	80	2.38%	0
向日市	3100	50	1.61%	1
久御山町	2970	90	3.03%	0
綾部市	2700	60	2.22%	0
与謝野町	2640	30	1.14%	2
精華町	2195	40	1.82%	0
京丹波町	2050	50	2.44%	0
宮津市	1990	45	2.26%	0
大山崎町	1240	25	2.02%	0
宇治田原町	1090	20	1.83%	0
井手町	950	40	4.21%	0
和束町	810	10	1.23%	0
伊根町	710	20	2.82%	0
笠置町	630	25	3.97%	0
京都市教育委員会	49810	1060	2.13%	0
八幡市教育委員会	1510	30	1.99%	0
与謝野町教育委員会	815	10	1.23%	0
京丹後市教育委員会	810	10	1.23%	0
舞鶴市教育委員会	740	20	2.70%	0
京田辺市教育委員会	720	10	1.39%	0
亀岡市教育委員会	720	10	1.39%	0
宮津市教育委員会	610	15	2.46%	0
南丹市教育委員会	540	20	3.70%	0
城陽市教育委員会	520	10	1.92%	0
京都市上下水道局	15690	430	2.74%	0
京都市交通局	9900	290	2.93%	0
国民健康保険 南丹病院組合	2520	70	2.78%	0
市立福知山市民病院	2210	50	2.26%	0
国民健康保険 山城病院組合	1895	30	1.58%	0
城南衛生管理組合	1010	30	2.97%	0
京丹後市立弥栄病院	860	20	2.33%	0
舞鶴市民病院	780	20	2.56%	0
京丹後市立久美浜病院	580	00	0.00%	1 ※1
亀岡市立病院	550	00	0.00%	1
合 計	266260	6020	2.26%	6

(注)平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

※1 城陽市、京丹後市立久美浜病院については、6月1日以降の取組により不足数0人となった。

※2 特例認定機関 ①宇治市は、宇治市教育委員会及び宇治市水道事業管理者と特例認定を受けている。②福知山市は、福知山市教育委員会及び福知山市ガス水道事業管理者と特例認定を受けている。③長岡京市は、長岡京市教育委員会と特例認定を受けている。④木津川市は、木津川市教育委員会と特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、京都労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

(別表8)

特殊法人における障害者の雇用状況
(平成23年6月1日現在)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府住宅供給公社	525	0.0	0.00	1.0
京都市住宅供給公社	1340	2.0	1.49	0.0
京都府公立大学法人	12945	27.5	2.12	0.0

※ 平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業進捗状況

事業者名：株式会社コスモネット
事業：携帯キャリアショップ支援事業
事業概要： ・拡大を続ける拠点・社員数に伴った障害者雇用モデルの企画 ・店舗での日計業務支援（発達障害）、本部での伝票入力業務支援（発達障害）、清掃クルー（知的障害）の3つを軸にした職域開発
進捗状況： ・12月に職場実習を実施（発達障害のある人3名）。→2名雇用予定 ・ハローワークにおいて求人（知的障害）を実施予定。 ・障害者受入チーム担当者として、現場リーダー1名を2月から、マネージャー1名を4月から雇用予定。
雇用予定障害者：知的障害3～4名、発達障害2～3名。 ※開発した職域を元に拡大展開、24年度中までに計20名程度の雇用見込み。

事業者名：京都府再資源化事業協同組合
事業：使用済み資源循環事業
事業概要： ・発砲スチロールを加熱・圧縮する機器を使用した資源再利用モデルの展開
進捗状況： ・1～3月の3か月で6回コンサルティング（戦略構築）と事業者に対する啓発セミナー1回を実施予定。
雇用予定障害者：1名（知的又は発達障害） 3人で1人は障害者というモデル構築・地域への展開を目指す。

事業者名：株式会社ボロニアジャパン
事業：デニッシュ食パン製造工場の増改築
事業概要： ・新工場（24年6月完成予定）の設立にともない、障害のある人がたずさわれる行程を拡大。 ・同時に、現在雇用中の障害のある従業員に対する処遇改善プラン構築
進捗状況： ・1～3月の3か月で6回程度のコンサルティング等（戦略構築＋研修）予定。
雇用予定障害者：10名（知的障害） ※新工場設立に合わせての雇用を進めていく。



はあと・フレンズ・プロジェクトの進捗状況について

1 経過

平成 23 年 6 月 17 日 障害者就労支援推進会議

- ・はあと・フレンズ・プロジェクト推進協議会を同会議の部会に位置付けることを確認

平成 23 年 9 月 8 日 第 1 回はあと・フレンズ・プロジェクト推進協議会 開催

- ・推進協議会の設置，事業計画等の承認

平成 23 年 10 月 1 日 はあと・フレンズ・ストア開店記念式典，ストア営業開始

<p>【店名】はあと・フレンズ・ストア</p> <p>【ロゴ】  はあと・フレンズ・ストア</p> <p>【営業時間】 10:30～18:30 (19:00 まで試行営業中)</p> <p>【定休日】 毎週月曜日</p> <p>【所在地】 〒600-8009 京都市下京区函谷鉾町 80 番地 京都産業会館地階</p> <p>【TEL・FAX】 075-221-8111</p> <p>【Email】 heart-friends@cap.ocn.ne.jp</p> <p>【HP】 http://www.hatarakimahyo.jp/hfp/</p> <p>【Twitter】 [アカウント] はあと・フレンズ・ストア (四条烏丸) @heart_frineds</p>	<p>【地図】</p>  <p>阪急烏丸駅，地下鉄四条駅 26 番 出口から直結 (徒歩約 2 分)</p>
--	---

平成 23 年 10 月 15 日 「ほほえみ広場 2011」にて『クッキーセレクション』開催

- ・市民参加型イベントとして、「クッキーセレクション」を開催
 - 金賞 ブレーク・ビスケット (協働ホーム)
 - 銀賞 お米のほっとクッキー チョコ (工房ソラ)
 - 銅賞 マチャダミアクッキー (京都いたはし学園)

平成 23 年 12 月 4 日 市政広報番組「京のまち (KBS 京都)」で特集放送

- ・障害者週間に合わせ，ストアの店舗風景や製品の製作現場 (京都市ふしみ学園，七彩の風) を紹介

2 事業運営状況

(1) はあと・フレンズ・プロジェクトイベント

ア クッキーセレクション

- | |
|--|
| <p>①実施日：平成 23 年 10 月 15 日 (土) 天候：雨 場所：梅小路公園内</p> <p>②参加施設：8 施設 参加製品：16 種類 (1 施設 2 種類)</p> <p>③投票人数：129 名 得票総数：363 点</p> <p>④入賞製品：金賞 63 点 フレークビスケット (協働ホーム)
銀賞 32 点 お米のほっとクッキー チョコ (工房ソラ)
銅賞 29 点 マチャダミアクッキー (京都いたはし学園)</p> |
|--|

イ 「売るアート」展 (仮称)

- ・3 月中旬ごろ実施予定 (1, 2 月にワークショップを開催。施設と共にイベントを作りあげる。)

はあと・フレンズ・プロジェクトの進捗状況について

1 経過

平成 23 年 6 月 17 日 障害者就労支援推進会議

- ・はあと・フレンズ・プロジェクト推進協議会を同会議の部会に位置付けることを確認

平成 23 年 9 月 8 日 第 1 回はあと・フレンズ・プロジェクト推進協議会 開催

- ・推進協議会の設置，事業計画等の承認

平成 23 年 10 月 1 日 はあと・フレンズ・ストア開店記念式典，ストア営業開始

<p>【店名】はあと・フレンズ・ストア</p> <p>【ロゴ】  はあと・フレンズ・ストア</p> <p>【営業時間】 10:30～18:30 (19:00 まで試行営業中)</p> <p>【定休日】 毎週月曜日</p> <p>【所在地】 〒600-8009 京都市下京区函谷鉾町 80 番地 京都産業会館地階</p> <p>【TEL・FAX】 075-221-8111</p> <p>【Email】 heart-friends@cap.ocn.ne.jp</p> <p>【HP】 http://www.hatarakimahyo.jp/hfp/</p> <p>【Twitter】 [アカウント] はあと・フレンズ・ストア (四条烏丸) @heart_friends</p>	<p>【地図】</p>  <p>阪急烏丸駅，地下鉄四条駅 26 番 出口から直結 (徒歩約 2 分)</p>
--	--

平成 23 年 10 月 15 日 「ほほえみ広場 2011」にて『クッキーセレクション』開催

- ・市民参加型イベントとして、「クッキーセレクション」を開催

金賞 ブレーク・ビスケット (協働ホーム)

銀賞 お米のほっとクッキー チョコ (工房ソラ)

銅賞 マチャダミアクッキー (京都いたはし学園)

平成 23 年 12 月 4 日 市政広報番組「京のまち (KBS 京都)」で特集放送

- ・障害者週間に合わせ，ストアの店舗風景や製品の製作現場 (京都市ふしみ学園，七彩の風) を紹介

2 事業運営状況

(1) はあと・フレンズ・プロジェクトイベント

ア クッキーセレクション

- | |
|--|
| <p>①実施日：平成 23 年 10 月 15 日 (土) 天候：雨 場所：梅小路公園内</p> <p>②参加施設：8 施設 参加製品：16 種類 (1 施設 2 種類)</p> <p>③投票人数：129 名 得票総数：363 点</p> <p>④入賞製品：金賞 63 点 フレークビスケット (協働ホーム)
銀賞 32 点 お米のほっとクッキー チョコ (工房ソラ)
銅賞 29 点 マチャダミアクッキー (京都いたはし学園)</p> |
|--|

イ 「売るアート」展 (仮称)

・3月中旬ごろ実施予定(1,2月にワークショップを開催。施設と共にイベントを作りあげる。)

(2) 他のイベント等とのタイアップ状況

ア 外注販売

(ア) 京都市市民共汗サポーター大交流会 (総合企画局市民協働政策推進室)

がんばろう日本と題して、参加者に東北地方の授産品をプレゼント

- ①日時 平成23年11月13日(日) 京都市勧業館みやこめっせ
②個数 600個 (@350円) 210,000円
③作成 東北の障害福祉施設
被災地の障害福祉施設の商品を集めた店舗「ミンナDEカオウヤ」と連携してパッケージングしました。(参考)「ミンナDEカオウヤ」プロジェクト運営会社 株式会社インサイト
④製品 [復幸だるまとしおりセット]



(イ) 地下鉄開業30周年記念「地下鉄でクリスマス!!」(交通局高速鉄道部営業課)

～ ツリーをめぐってキーワードを探そう! クリスマスキーワードラリー ～

- ①日時 平成23年12月15日(木)～26日(月) 地下鉄駅・クリスマストレイン
②個数 500個 (@300円) 150,000円
③作成 施設名: リ・ブラン京都中京 (障害者就労移行支援B型事業所)
所在地: 京都市中京区三条通油小路東入ル塩屋町36
連絡先: TEL 075-744-0815 FAX 075-744-0816
※メッセージカード封入, 包装も施設で実施
④製品 [フローティング(水に浮く)キャンドルセット]



※メッセージカードは、はあと・フレンズ・ストアでデザインしました。

(ウ) 新春のつどい (京都市社会福祉協議会)

- ①日時 平成 24 年 1 月 6 日 (金) 京都ホテルオークラ
②個数 600 個 (@600 円) 360,000 円
③作成 施設名：テンダーハウス (知的障害者授産施設)
所在地：京都市左京区新柳馬場仁王門下ル菊鉾町 316
連絡先：TEL 075-752-4636 FAX 075-761-0955
※箱折り，メッセージカード封入，包装も施設で実施
④製品 [ソーブディッシュ記念品セット]



※メッセージカードは、はあと・フレンズ・ストアでデザインしました。

イ イベント連携

(ア) ほほえみ広場 2011

クッキーセレクションの実施 (再掲)

(イ) 第 3 回京都ほっとはあと EXPO

- ①日 時 平成 24 年 1 月 20 日 (金) 10 時～16 時
②場 所 京都産業会館 4 階展示場
③主 催 京都府，京都ほっとはあとセンター
④連携内容 ・後援 ・イベント周知協力 (チラシをストア内配布)
・EXPO 出展作品特別販売ブース設置 (イベント前後 1 週間程度)

(イ) 京都やんちゃフェスタ 2011 (第 2 部)

- ①日 時 平成 24 年 1 月 21 日 (土) 10 時～15 時 30 分
②場 所 京都市勧業館みやこめッセ 1 階第 2 展示場
③主 催 京都市，公益社団法人京都市児童館学童連盟，京都子どもネットワーク連絡会議

- ④連携内容 ・「はあと・フレンズ・ストア 京都やんちゃ店」出展
・安心安全なクッキーや手工芸品を販売するほか、はあと・フレンズ・プロジェクトの取組紹介や休憩スペースを設置

(3) 店舗運営状況

ア 販売形態

- (ア) 委託販売形式（手数料 10% … 施設に対する研修経費等に充当）
(イ) セレクトショップ形式（販売促進員による選考）

ショップコンセプト

「こだわりのある“いいもの”をお客様にプレゼントする」
… 付加価値の高い商品、ここでしか買えない商品を大切にお預かりし、一人一人のお客様に贈り物を届けるような気持ちで販売しています。特にアート系に特化したもの、デザイン性に優れたものをセレクトしています。

イ 出展施設

25 施設 306 品目（レジ登録上） [12 月末現在]

※この他特別企画（被災地支援）として、東北三県の授産製品を販売。

ウ 売上状況

10 月 856 千円 1 日平均 3.3 千円（事前内覧会等を含む）

11 月 594 千円 1 日平均 2.3 千円

12 月 582 千円 1 日平均 2.4 千円

3 今後の展望

(1) 位置付け

- ・ほっとはあと製品振興（授産製品振興）施策の京都市独自強化事業

(2) スローガン

- ・障害福祉施設でモノづくりに励む障害のある人たちを応援する
- ・障害のある人たちに対する社会の理解を深め、自立と社会参加を推進する
- ・製品の開発・生産・販売の新しい事業モデルと仕組みをつくりだす
- ・企業連携、施設間連携、市民協働を推進し、授産事業をイノベーションする
- ・「はあと・フレンズ・ストア」を拠点に障害福祉施設と企業と市民をつなぐ

(3) 目標

- ・「企業連携」、「施設間連携」、「市民協働」の視点を取り入れた、はあと・フレンズ製品（ほっとはあと製品含む）に関する新しい取組みが、継続して実施されるよう、『企業と連携した共同開発の仕組みづくり』や『施設間で連携した共同生産体制づくり』など、開発・生産・販売の新しい事業モデル（仕組み）をつくる。
- ・取組みを通じて、障害のあるひとの多様な働き方の一つである福祉的就労の底上げを図るとともに、障害のあるひとへの理解（とりわけ障害者雇用に対する企業理解）を図り、将来の雇用機会の創出を図る。

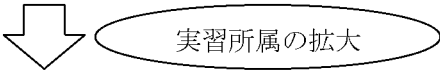
障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業について



平成 21 年度

○知的障害のある方 4 名（障害保健福祉課） → 1 名を「チャレンジ雇用」
 ○精神障害のある方 4 名（こころの健康増進センター） → 1 名を「チャレンジ雇用」

チャレンジ雇用実施職場
 障害保健福祉課（1名）、こころの健康増進センター（1名）

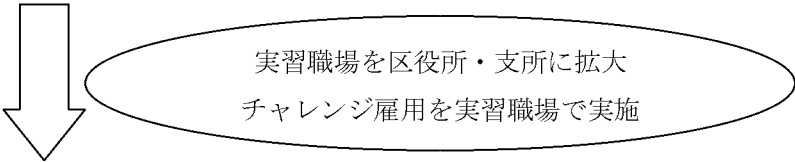


平成 22 年度

○身体障害のある方 4 名 } 計 16 名 → 1 名を「チャレンジ雇用」
 ○知的障害のある方 8 名 } → 2 名を「チャレンジ雇用」
 ○精神障害のある方 4 名 } → 1 名を「チャレンジ雇用」

〔職場実習実施職場（9 職場）〕
 ①こころの健康増進センター、②児童福祉センター、③身体障害者リハビリテーションセンター、④障害保健福祉課、⑤文化市民局人権文化推進課、⑥行財政局人材活性化推進室、⑦教育委員会事務局調査課、⑧総合育成支援課、⑨右京中央図書館

チャレンジ雇用実施職場
 障害保健福祉課（3名）、こころの健康増進センター（1名）



平成 23 年度

○身体障害のある方 2 名 } 計 20 名 → 4 名を「チャレンジ雇用」
 ○知的障害のある方 14 名 } → 2 名を「チャレンジ雇用」
 ○精神障害のある方 4 名 }

〔職場実習実施職場（16 職場）〕
 ①保健福祉総務課、②こころの健康増進センター、③児童福祉センター、④身体障害者リハビリテーションセンター、⑤障害保健福祉課、⑥文化市民局人権文化推進課、⑦都市計画局建築審査課、⑧上京区支援保護課、⑨左京区市民窓口課、⑩山科区総務課、⑪西京区洛西支所福祉介護課、⑫下京区総務課、⑬教育委員会教職員人事課、⑭総合育成支援課、⑮生涯学習部、⑯右京中央図書館

〔チャレンジ雇用実施職場〕（それぞれ 1 名、計 6 名）
 障害保健福祉課、こころの健康増進センター、都市計画局建築審査課、上京区支援保護課、下京区総務課、西京区洛西支所福祉介護課

オブザーバー参加希望団体の取扱いについて

以下の団体から、京都市障害者就労支援推進会議にオブザーバーとしての参加について希望がありました。

団体名	役職	氏名
京都府難病相談・支援センター	センター長	水田 英二